

- ・ **介護福祉士等修学資金貸付事業実施要綱**
- ・ **介護福祉士修学資金等貸付規程**
- ・ **介護福祉士修学資金等貸付規程施行細則**
- ・ **Q & A**

令和3年9月

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

連絡先

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館 5階

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL 052-212-5519

FAX 052-212-5520

目 次

介護福祉士等修学資金貸付事業実施要綱	1
1 指定施設における業務の範囲等（別添1）	7
(1) 福祉に関する相談援助業務の範囲（社会福祉士）	7
(2) 福祉に関する相談援助業務の実務経験を有すると認められる職種の範囲（社会福祉士）	9
2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等（別添2）	13
介護福祉士修学資金等貸付規程	17
介護福祉士修学資金等貸付規程施行細則	20
介護福祉士等修学資金貸付に関するQ&Aまとめ	25
※各種様式（手引きをご覧ください）	

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

第1 目的

この制度は、次の1から3までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定及び第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は愛知県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士等修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は愛知県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備資金（以下「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 介護福祉士等修学資金貸付事業

第1の1の介護福祉士等修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

1 貸付対象者は、養成施設に在学する者とする。

ただし、3の(3)の国家試験受験対策費用及び3の(4)の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の(1)及び(2)に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士修学資金を借受けている者で、かつ、平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業する見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると愛知県知事が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(4)に定める額を加算することができる。

(1) 入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000円以内

(3) 国家試験受験対策費用 1年度当たり、40,000円以内

(4) 生活費加算 1月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として県社協が定める額

第4 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第1の2の介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は、200,000円以内とする。

第5 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1の3の離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は、次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の(1)から(4)までの基準を満たす者とする。
 - (1) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第1号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第1号通所事業（同号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（同法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - (3) 愛知県内に所在する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、愛知県福祉人材センター等に氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、県社協が定める再就職準備金利用計画書を提出した者
- 2 貸付額は、400,000円以内とする。
- 3 貸付回数は、1人当たり1回限りとする。

第6 貸付方法及び利子

- 1 本事業の貸付けは、県社協会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。
- 3 貸付金の交付は、原則として、介護福祉士等修学資金（国家試験対策費用を除く。）については、分割交付の方法により、介護福祉士等修学資金のうち国家試験対策費用、実務者研修受講資金及び再就職準備金については、一括交付の方法によるものとする。

第7 保証人

- 1 本事業の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人でなければならない。
- 2 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第8 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 会長は、貸付契約の相手方（以下「修学生等」という。）が次の各号の一に該当する場合、その契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他本事業の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 会長は、修学生等が本事業の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、修学生等が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで本事業の貸付けを行わないものとする（第1の1の事業に限る。）。

第9 返還の債務の当然免除

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

1 介護福祉士等修学資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、愛知県（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「指定業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該指定業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該指定業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該指定業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの指定業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動により、貸付けを受けた者の意思によらず、愛知県以外において指定業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

また、指定業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により指定業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間に算入しないものとするが、引き続き、指定業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため指定業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、愛知県内において、指定業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と指定業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き、指定業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により指定業務に従事できなかった場合の取扱いは、1と同様とする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため指定業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 第5の1の介護職員等として就労した日から、愛知県内において、2年間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱いは、1と同様とする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

第10 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 養成施設又は実務者研修施設（以下「養成施設等」という。）を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は愛知県内において第9の指定業務に従事しなかったとき。
- 3 愛知県内において第9の指定業務（再就職準備金の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務をいう。（以下「指定業務等」という。））に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第11 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 愛知県内において第9の指定業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第12 返還の債務の裁量免除

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 愛知県内において本事業による貸付けを受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び再就職準備金については1年）以上、第9の指定業務（再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したとき。
返還の債務の額の一部

第13 延滞利子

会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第14 会計経理

- 1 県社協は、本事業（旧実施要綱に基づき実施した事業を含む。）の会計経理を明確にしなければならないものとする。
- 2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、本事業を管理する会計に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、事業廃止年度以降、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を愛知県に返還するものとする。

第15 その他

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、愛知県と県社協がその都度協議して決定するものとする。

なお、旧要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例による。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。ただし、要綱第3の1(1)及び3(3)に関する部分は、平成29年4月1日以降の再就職から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。ただし、要綱第5の2の改正後の規定は、平成29年4月1日以降の再就職から適用する。

附 則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。ただし、要綱第5の改正後の規定は、平成29年6月1日以降の再就職から適用する。

附 則

この要綱は平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月15日から施行する。

1 指定施設における業務の範囲等（別添1）

(1) 社会福祉士及び介護福祉士施行規則（以下、「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助業務の実務経験を有すると認められる職種

施設種別		職種
1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神保健福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
		心理判定員
2	児童相談所	児童福祉司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童心理司
		児童指導員
		保育士
3	母子生活支援施設	母子支援員
		少年を指導する職員
		個別対応職員
4	児童養護施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
		里親支援専門相談員
5	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員
		保育士
		児童発達支援管理責任者
		心理指導担当職員
6	児童心理治療施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員
		児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
9	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	指導員
		保育士
		児童発達支援管理責任者
		児童指導員
		障害福祉サービス経験者
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）
10	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

施 設 種 別		職 種
11	病院・診療所	退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関・関係職種等との連携等の活動
12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケースワーカー
13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神保健福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
		心理判定員
15	救護施設	生活指導員
	更生施設	
16	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う所員(査察指導員)
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		社会福祉主事(老人福祉指導主事)
		現業を行う所員(現業員)
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
		家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員
		就労支援事業に従事する就労支援員
被保護者就労支援事業に従事する就労支援員		
17	婦人相談所	相談指導員
		判定員
		婦人相談員
18	婦人保護施設	入所者を指導する職員
19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケースワーカー
20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員
		生活相談員
	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を 行う職員	
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
老人デイサービスセンター	生活相談員	
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
21	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
22	介護保険 施設	指定介護老人福祉施設
		介護支援専門員
	介護老人保健施設	支援相談員
		介護支援専門員

施 設 種 別		職 種	
	介護医療院	介護支援専門員	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員	
23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
24	障害者支援施設	(生活介護・自立訓練・就労移行支援・施設入所支援B型)	生活支援員
		(就労移行支援)	就労支援員
		(生活介護・自立訓練・就労移行支援・施設入所支援B型)	サービス管理責任者
25	地域活動支援センター	地域活動支援センターの設備及び運営に関する指導員	
26	福祉ホーム	福祉ホームの設備及び運営に関する基準に規定する管理人	
27	障害福祉サービス事業を行う施設 (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)	生活支援員	
		就労支援員(※就労移行支援)	
		サービス管理責任者	
27	指定障害福祉サービスの事業等を行う施設(指定就労定着支援、指定自立生活援助)	就労定着支援員	
		サービス管理責任者	
		地域生活支援員	
28	一般相談支援事業を行う施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	相談支援専門員	
29	特定相談支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	相談支援専門員	

(2) 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として、同条第14号に基づいて厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施 設 種 別		職 種
1	授産施設	指導員
	宿所提供施設	
2	乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
3	有料老人ホーム	生活相談員
4	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
5	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
7	知的障害者援護施設	生活支援員
8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
10	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添16(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員

施設種別		職 種	
11	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員	
		「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添16(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員	
12	児童デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法)	相談援助業務を行っている職員	
13	医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。	児童指導員	
		保育士	
14	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員 ケースワーカー	
15	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
16	刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官	
		法務教官	
		法務技官(心理)	
		福祉専門官	
17	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官	
18	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員	
19	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	
20	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
21	児童自立生活援助事業を行っている施設(児童福祉法)	相談援助業務を行っている相談員	
22	子育て短期支援事業を行っている 児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 保育所等	相談援助業務を行っている職員	
23	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	
24	地域子育て支援拠点事業を行っている施設(児童福祉法)	相談援助業務を行っている職員	
25	利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
26	母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	
27	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員	
28	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員	
		保育士	
29	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
30	改正前障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員	
31	障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設	
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
		相談援助業務を行っている職員	

施 設 種 別		職 種	
32	改正前児童福祉法	知的障害児施設	児童指導員 保育士
		知的障害児通園施設	
		盲ろうあ児施設	
		肢体不自由児施設	
33	改正前児童福祉法	児童指導員	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
		重症心身障害児施設	
		保育士	
34	廃止前の障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員	
35	改正前地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
36	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		障害者相談支援事業を行っている施設	
		障害児等療育支援事業を行っている施設	
37	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	地域移行推進員
		地域移行推進員	
38	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	地域移行推進員
		地域移行推進員	
39	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
40	アウトリーチ事業(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)及びアウトリーチ支援に係る事業(地域生活支援促進事業実施要綱)を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
41	指定通所介護を行う施設	通所介護を行う施設	生活相談員
		指定地域密着型通所介護を行う施設	
		指定介護予防通所介護を行う施設	
		介護予防通所介護を行う施設	
		指定短期入所生活介護を行う施設	
		短期入所生活介護を行う施設	
		指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
		介護予防短期入所生活介護を行う施設	
42	指定通所リハビリテーションを行う施設	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
		指定短期入所療養介護を行う施設	
		指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
		第一号通所事業を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く)	
43	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	
44	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	
45	指定認知症対応型通所介護を行う施設	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設(老人デイサービスセンターを除く)	生活相談員
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
46	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
		指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
		指定複合型サービス	
47	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	生活相談員 介護支援専門員
		介護支援専門員	

施 設 種 別		職 種
48	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
49	介護予防支援事業を行っている事業所又は第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
50	「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
51	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
52	「サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」	相談援助業務を行っている職員
53	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
54	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
55	「ひきこもり支援推進事業実施要領」に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
56	「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
57	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
58	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
59	「被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領」、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領」、「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
60	「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領」及び「被災者見守り・相談支援等事業実施要領」に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
61	「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく自立相談支援機関及び「家計相談支援モデル事業運営要領」に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援相談員
		家計相談支援員
62	生活困窮者自立支援法	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計改善支援員
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	
63	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
64	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
65	広域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
66	地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
67	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
68	障害者雇用支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
69	雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
70	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者

施 設 種 別		職 種
		主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
71	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者トータルサポーター
72	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
73	難病相談支援センター(難病の患者に対する医療等に関する法律)	難病相談支援員
74	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関(高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について)	支援コーディネーター
75	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に基づく子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
76	「子育て世代包括支援センターの設置運営について」に基づく子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
77	厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
78	「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」に基づく子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
79	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
81	裁判所法に基づく家庭裁判所	家庭裁判所調査官
82	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
83	「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
84	母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター	同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
85	生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
86	母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設	同条に規定する相談に応ずる職員
87	上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に定めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている職員

2介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等(別添2)

施 設 種 別		職 種
1	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	重症心身障害児施設	

施 設 種 別		職 種
2	身体障害者更生援護施設（改正前身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設に限る）	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
3	救護施設	介護職員
	更生施設	
4	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
5	共同生活介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
6	居宅介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
7	児童デイサービスを行っている事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
9	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
10	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業	
以上の施設は老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く		
11	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
	以上の施設は老人デイサービスセンターを除く	
15	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
16	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定通所リハビリテーションを行う施設	

施 設 種 別		職 種
18	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
19	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
20	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
21	養護老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設その他の施設	
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
24	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
25	都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	介護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
26	医療法第1条の5に規定する病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
27	健康保険法に基づく訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
28	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等	介護員等その他主たる業務が介護等の業務である者
29	職業安定法施行規則附則第4項に規定する家政婦	家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく生活サポート事業を行っている施設	
35	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく移動支援事業	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく日中一時支援事業	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく訪問入浴サービス	介護職員
36	「地域福祉センター設置要綱」に基づく地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づいて行われる事業で介護等の業務を行っているもの	主たる業務が介護等の業務である者(※2・3)
	介護保険法の基準該当居宅サービス・基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者自立支援法の基準該当障害福祉サービスを行う事業	

施 設 種 別	職 種
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、 基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定 介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定 地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号 通所事業 非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービス 事業に準ずるもの	

※1 N2-9、No.2-23、2-25～2-27は、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事する者は、対象とはなりません。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する介護福祉士修学資金等（以下「修学資金等」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金等の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付の申請)

第2条 修学資金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金等貸付申請書（第1号様式）に、介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設又は介護福祉士実務者養成施設（以下「養成施設等」という。）の長の推薦状（第2号様式）（再就職準備金の申請を除く。）を添えて、県社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

生活保護受給世帯出身の者であって、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり会長が定める額を加算することができる。

(誓約書)

第3条 申請者は、修学資金等貸付申請書に添えて、連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(選考結果の通知)

第4条 会長は、修学資金等の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(修学資金等借用証書)

第5条 修学資金等の貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から15日以内に、次の各号に掲げる区分に従い、第2条において申請した全額にかかる借用証書を会長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士等修学資金にあつては、修学資金等借用証書（第5号様式（その1））
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金にあつては、修学資金等借用証書（第5号様式（その2））
- (3) 再就職準備金にあつては、修学資金等借用証書（第5号様式（その3））

2 前項の期間内に修学資金等借用証書を提出しない者は、修学資金等の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金等の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定による修学資金等借用証書の提出があつたときは、当該決定に係る修学資金等を交付する。

2 修学資金等の交付は、要綱第6の3に規定する方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付の休止)

第7条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第8条 要綱第10の1から4の理由により、返還が生じた場合、借受人は、修学資金等返還明細書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 修学資金等の返還方法は、月賦、半年賦又は一括返還の方法によるものとする。

(免除の申請等)

第9条 要綱第9の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金等返還当然免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第12の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金等返還裁量免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項に規定する免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 要綱第11の1の返還の債務の当然猶予を受けようとする者は、修学資金等返還当然猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第11の2の返還の債務の裁量猶予を受けようとする者は、修学資金等裁量猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

(2) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3) 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 借受人が留年したとき。

(5) 修学資金等の借受けを辞退するとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金等に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

4 借受人が、愛知県内において介護福祉士等の業務（離職した介護人材の再就職準備金の場合は、介護職員等の業務をいう。以下「指定業務等」という。）に従事したとき、又は業務従事先を変更したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第12条 修学資金等の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、指定業務等に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第13条 この規定に定めるもののほか、修学資金等の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付規程施行細則

(貸与の申請手続)

第1条 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下「規程」という。）第2条前段の規定により介護福祉士修学資金等（以下「修学資金等」という。）の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分による申請書に第2項第1号及び第2号に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

規程第2条後段の規定により加算を受けようとする申請者（以下「生保加算申請者」という。）は、修学資金等貸付申請書（第1号様式）（その1）の右上に朱書きで生保と記載し○で囲み、第2項第1号から第4号までに掲げる書面を提出しなければならない。

ただし、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5に規定する貸付の申請者については、第2項第5号及び第6号に掲げる書面を提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士修学資金（国家試験受験対策費用を含む。）にあつては、修学資金等貸付申請書（第1号様式）（その1）
 - (2) 介護福祉士実務者研修受講資金にあつては、実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式）（その2）
 - (3) 離職した介護人材の再就職準備金にあつては、再就職準備金貸付申請書（第1号様式）（その3）
- 2 申請書に添えて提出する書面は、次のとおりとする。
- (1) 保証人となるべき者の保証書（様式第1）
 - (2) 在学し、又は在校している規程第2条に規定する養成施設等の長の推薦状（第2号様式）
なお、生保加算申請者については、その推薦理由を併せて記載するものとする。
 - (3) 出身世帯の生活保護受給証明書
 - (4) 出身世帯の住民票
 - (5) 実務経験（1年以上）を証明する書類として、指定業務等従事期間証明書（様式第5）
 - (6) 指定業務等に従事したことを証明する書類として、指定業務等従事届（様式第6）
- 3 第1項の申請書の提出期限については、毎年度、会長が定める。

(保証人)

第2条 要綱第7の規定により修学資金等の申請者が立てなければならない連帯保証人は、1人とする。

- 2 連帯保証人を変更しようとするときは、保証書（様式第1）を会長に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったときは、連帯保証人変更届（様式第2）を会長に提出しなければならない。

(選考)

第3条 修学資金等の申請者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

- 2 会長は、生保加算申請者の選考に当たっては、当該申請者の出身世帯の居住地を管轄する福祉事務所長の意見を聴くものとする。

(貸付方法)

第4条 規程第5第2項の修学資金等の交付は、次の表の左欄に掲げる月の分を同表右欄に掲げる月に交付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 要綱第1の1の介護福祉士等修学資金（就職準備金及び国家試験受験対策費用を除く。）

新規	4月から9月まで（入学準備金を含む。）	7月
	10月から翌年3月まで	10月
継続	4月から9月まで	6月
	10月から翌年3月まで	10月

- (2) 要綱第1の2の介護福祉士実務者研修受講資金

研修の始期が4月から5月の間	7月
研修の始期が6月から7月の間	9月
研修の始期が8月から9月の間	11月
研修の始期が10月から11月の間	1月
研修の始期が12月から3月の間	3月

- (3) 要綱第1の3の離職介護人材再就職準備金

毎月15日までに貸付申請者から提出をされた指定業務等従事届により、再就労が確認できたものについて翌月

- (4) 要綱第3の3の(2)の就職準備金及び(3)の国家試験受験対策費用
卒業年次の10月

- 2 修学資金等の交付は、口座振替により行うこととし、修学資金等の貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに修学資金等振込口座申込・変更申請書（様式第3）を会長に提出しなければならない。

また、振込口座を変更したときは、速やかに修学資金等振込口座申込・変更申請書（様式第3）を会長に提出しなければならない。

- 3 養成施設等（介護福祉士実務者養成施設は除く）の長は、貸付決定者在籍状況一覧表を交付月の10日までに会長へ提出しなければならない。

（指定業務等）

第5条 指定業務等の範囲は、介護福祉士及び社会福祉士にあつては要綱第9に、介護職員等にあつては要綱第5に規定する業務若しくは範囲又は当該施設の長の業務（以下「指定業務等」という。）とする。

（期間の計算）

第6条 要綱第9に規定する期間を計算する場合においては、介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事し始めた日の属する月から、介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、介護福祉士等又は介護職員等として指定業務に従事しなくなった月において再び介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事し始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

（返還の債務の当然免除の申請手続）

第7条 要綱第9の1の(1)、2の(1)及び3の(1)の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金等返還債務当然免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 介護福祉士等の登録を受けた年月日を証するに足りる書面（介護福祉士等登録証の写し等）

(2) 介護福祉士等として指定業務等に従事した施設等の名称及び所在地並びに指定業務等に従事し始めた年月日及び当該施設等において指定業務等に従事した期間を証するに足りる書面（指定業務等従事期間証明書（様式第5））

- 2 要綱第9の1の(2)、2の(2)及び3の(2)の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、指定業務等上の理由により死亡し、又は指定業務等に起因する心身の故障のため介護

福祉士等又は介護職員等として指定業務等を継続することができなくなったものである旨及びその年月日を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

（返還明細書）

第8条 要綱第10に掲げる理由により修学資金等を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（要綱第12の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、修学資金等返還明細書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第9条 修学資金等の返還は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰り上げ返還することを妨げない。

（要綱第10に規定する期間）

第10条 要綱第10に規定する期間は、修学資金等の貸付けを受けた期間（規程第6条の規定により貸付けされなかった修学資金等にかかる期間を除く。）に相当する2倍の期間とする。

（返還債務の履行猶予の理由）

第11条 要綱第11の2の(2)に規定するその他やむを得ない事由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学等（養成施設等を除く。）に在学し、又は在校していること。
- (2) 産休又は育児休業等に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律に基づき産休又は育児休業をしていること。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により国家試験を受験できなかったこと又は国家試験に合格できなかったこと（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた者に限る。）
- (4) 養成施設等を卒業する年度に行われる国家試験に合格し、その卒業の日から起算して1年以内に、要綱第9の1の(1)に規定する指定施設において、細則第5条に規定する指定業務等以外の業務に従事し、かつ、引き続き当該業務に従事していること。
- (5) その他やむを得ない理由で、会長が承認したもの。

2 前条第1項第3号及び4号に規定する理由の場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間内とする。

- (1) 第1項第3号に規定する理由の場合
国家試験受験資格（見込みを含む。）取得後、5回目までに行われる国家試験に合格した日から起算して1年以内
- (2) 第1項第4号に規定する理由の場合
指定業務等に従事する意思があると認められた場合、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内

（返還猶予の申請手続）

第12条 規程第10条の規定による修学資金等の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、規程各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第11の1の規定による修学資金等の返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする場合にあっては、当該養成施設等に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書面
- (2) 要綱第11の2の(1)の規定による修学資金等の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事している施設等の名称及び介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事している旨を証するに足りる書面（指定業務等従事届（様式第6））
- (3) 要綱第11の2の(2)の規定による修学資金等の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証するに足りる書面（医師の診断書等）

（免除することができる返還の債務の額）

第13条 要綱第12の3の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、介護福祉士等として指定業務等に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数（介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金貸付事業にあってはこの月数が24に満たないときは24）の2分の5（要綱第9に規定する過疎地域において指定業務に従事している者及び中高年離職者については2分の3）に相当する月数（実務者研修受講資金事業及び再就職準備金貸付事業の貸付額については24）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還の債務の裁量免除の申請手続）

第14条 要綱第12の規定による修学資金等の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金等返還裁量免除申請書（第7号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第12の1の規定による修学資金等の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、死亡その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難である旨を証するに足る書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）
- (2) 要綱第12の3の規定による修学資金等の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書面
 - イ 介護福祉士等の登録を受けた年月日を証するに足る書面（介護福祉士等登録証の写し等）
 - ロ 介護福祉士等として指定業務等に従事した施設等の名称及び所在地並びに当該施設等において指定業務等に従事した期間を証するに足る書面（指定業務等従事期間証明書（様式第5））

（提出届出）

第15条 借受人は、在学中に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき（住所・氏名変更届（様式第7））
 - (2) 退学・退校又は転学したとき（養成施設等退学・退校・転学届（様式第8））
 - (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき（養成施設等休学・停学届（様式第9））
 - (4) 留年したとき（養成施設等留年届（様式第10））
 - (5) 復学したとき（養成施設等復学届（様式第11））
 - (6) 修学資金等の借受けを辞退するとき（修学資金等辞退届（様式第12））
- 2 借受人は、卒業後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。
- (1) 養成施設等を卒業したとき（養成施設等卒業届（様式第13））
 - (2) 介護福祉士等の登録を受けたとき（介護福祉士等登録届（様式第14））
 - (3) 指定業務等に従事し、要綱第9の1の(1)、2の(1)及び3の(1)の当然免除又は要綱第12の3の裁量免除を受けようとするとき（指定業務等従事届（様式第6））
なお、指定業務等従事届（様式第6）は、免除を受けるまで、毎年4月15日までに会長に提出しなければならない。
 - (4) 指定業務等に従事することはできないが、卒業後1年以内に指定業務等に従事する意思があるとき（指定業務等従事延期届（様式第15））
 - (5) 病気、負傷又は細則第11条第1項の各号に規定する理由により介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事することはできないときは、当該理由がなくなった日から起算して1年以内（同項第3号及び第4号に規定する理由にあっては、同条第2項各号に定める期間内）に介護福祉士等又は介護職員等として指定業務等に従事し始めたとき、又は指定業務等に従事後退職し、再度指定業務等に従事し始めたとき（指定業務等従事届（様式第6））
 - (6) 指定業務等従事施設を退職したとき（指定業務等従事期間証明書（様式第5））
 - (7) 前項第1号に掲げる事項に該当するとき（住所・氏名変更届（様式第7））
- 3 借受人の戸籍法（昭和22年法律第220号）による死亡の届出義務者は、借受人が死亡したときは、事実を証明する書面を添えて、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。
- （借受人死亡届（様式第16））

(報告)

第16条 養成施設等の施設長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を行った場合
- (2) 留年の処分を行った場合
- (3) 退学の処分を行った場合
- (4) 借受人が復学した場合
- (5) 借受人が死亡した場合

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、修学資金等の貸付けに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月14日から施行する。

介護福祉士等修学資金貸付に関するQ & A まとめ（従来からの関係分）

【国、全社協関係】

1 返還債務の当然免除

問1 返還免除要件（5年間の介護等の業務への従事）における「5年間」とは、連続か、それとも通算でも良いか。
【国 Ver 2】

(答)

返還免除要件における「5年間」は、原則として連続している必要があるが、当初就職した事務所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事情がある場合には、実施主体の判断により、通算することとして差し支えない。

問2 返済免除について、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した場合、登録期間が通算1,825日以上、かつ介護業務従事900日以上の要件がある。

- ① 「通算」1,825日以上ということは、途中で事業所を変更した場合でも、複数事業所の登録期間を通算したものが、1,825日を超えればよいということか。
- ② 1日あたりの業務従事時間が短時間の場合には1日と計上できるか。【全社協NO1】

(答)

- ① 返済免除における「5年間」は、原則として連続している必要があるが、当初就職した事業所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる段階の事情がある場合には、実施主体の判断により、通算することとして差し支えない。
- ③ 1日あたりの就業時間が短時間の場合であっても、1日として計上する。

問3 卒業年次に国家試験未受験・不合格で卒業した者が、事務次官通知第8に規定されている業務をした場合、国家資格を取得するまでの業務従事期間を当然免除の要件である業務従事期間として算定してもよいか。

【全社協NO2】

(答)

本貸付制度は、介護福祉士等の国家資格を取得することにより、専門的な知識を有し、福祉・介護分野の中核を担う人材を育成するためのものであるため、事務次官通知第8に規定されている当然免除要件である業務従事期間5年以上の「業務」とは、国家資格取得後の業務のことをいう。
従って、国家資格取得前の業務従事期間は算定できない。

問4 卒業年次に合格して卒業した借受人の業務従事期間について、登録日が業務従事開始日以降となった場合、「業務従事開始日」及び「登録日」からのいずれの日から算定できるか。

また、卒業年次に未受験・不合格で業務に従事しながら卒業年度の翌年に合格し、登録をした借受人の業務従事期間について、合格発表日、登録日等どのタイミングから算出することができるか。【全社協NO2】

(答)

登録日から免除要件の業務従事期間として算定する。なお、登録日の属する月からの算定は差し支えない。

問5 局長通知7(5)「その他やむを得ない事由」の例として育児休業があるが、産休期間も含めてもよいか。【全社協NO2】

(答)

局長通知7(5)には「育児休業等、要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合」と示されており、産休期間中もこれに含めて差し支えない。

問6 免除対象となる業務に従事する5年間において休暇・休業した場合、その期間は猶予とするのか、業務従事と見なすのか、また、休暇・休業の種類や期間によって取扱いを変える必要があるのか教示いただきたい。【**全社協NO2**】

(答)

次官通知第8の1に示されているとおり、「他種の養成施設等における修学、災害、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には参入しない。」また、この中の「やむを得ない事由」については、局長通知7の(5)に示されているとおり「育児休業等、要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合」である。

問7 局長通知7「返還の債務の当然免除」の(3)にある「昭和63年2月の社庶29号通知別添1の職種等以外の職種」とは、あくまで別添1に示されているような福祉・介護施設、および別添1に示されているようなサービスを提供している事業所等での職種（例えば経理担当、運転担当等の職種）を指すのか。

介護とはまったく別の職種（製造業、農業等）は、該当しないのか。【**全社協NO2**】

(答) 貴見のとおりである。

問8 局長通知7(2)において国家試験に合格できなかった場合、「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」まで返還が免除される規定があるが、この「卒業年次の翌々年」とは、社会福祉士の通信課程が1年半であるため、卒業した日の属する年次の翌々年と解釈してよいか教示いただきたい。【**全社協NO2**】

(答)

貴見のとおり、卒業した日の属する年次を卒業年次とし、その翌々年次の国家試験に合格した日とされたい。

問9 次官通知第8の1にある業務従事期間について、養成校卒業後、過疎地（3年未満）と通常地域（5年未満）双方にて勤務を行った場合、免除要件年数の算出方法についてご教示いただきたい。【**全社協NO2**】

(答)

あくまで過疎地域での連続した業務従事期間が3年に達した時点で免除要件を満たすものであり、例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点で免除要件を満たすものである。

問10 社会福祉士及び介護福祉士法第7条1号と第39条1号を合わせもつ課程に入学した学生が、39条（介護福祉士資格取得）を条件とし貸付けを受けた後、在学中に社会福祉士の資格も合わせて取得する場合も想定される。このとき、就労の際に社会福祉士として従事した、または当初は介護福祉士として従事し免除要件に満たないうちに社会福祉士の職種に変わった場合、これらの期間は第8の1にある当然免除要件の業務従事期間と解釈してよいのか。【**全社協NO2**】

(答)

返還免除の要件として次官通知第8の1に、「昭和63年2月12日社庶29号社会局長・児童家庭局長連名通知『指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について』の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該業務の長の業務に従事」することとされており、相談援助業務から介護等業務へ、あるいはその逆に変更された場合も当然免除要件の業務従事期間としてよい。

なお、社会福祉士取得者が相談援助業務に、介護福祉士資格取得者が介護等業務に就くことが求められているのではなく、社会福祉士取得者が介護等業務に就いた場合も、当然免除の対象となる。

問11 返還債務の当然免除となる職務について、雇用形態の決まりはあるか。【**全社協NO3**】

(答)

特にない。

問12 返還債務の当然免除要件の業務実績について

- (1) アルバイトでも可か。
- (2) 非常勤職員の場合の5年間の算定基準はあるか。【**全社協NO3**】

(答)

- (1) 雇用形態の特段の定めはないため、アルバイトとしての雇用期間も、業務従事期間に含めて差し支えない。
- (2) 局長通知7(6)のホームヘルパー・家政婦等の業務従事の場合の要件(在籍期間1,825日以上、業務従事期間900日以上)に準ずる。

問13 社会福祉士の通信課程を受講する借受人の場合、卒業時点が必ずしも3月ではない。次官通知第8第1項にある「養成施設等を卒業した日から1年以内に」というのは、卒業した日から起算するのか。

【**全社協NO3**】

(答)

返還債務の当然免除要件である規定業務への従事は、あくまで国家試験を取得の上である。通信課程のように年度途中で修了する課程の場合も、通学課程と同様、卒業年の1月に実施される国家試験を受験し、3月に合格発表がある。このため、「卒業した日から1年以内に」とは卒業日から起算するものではなく、卒業した日の属する年度の翌年度4月1日より1年以内とするものである。

問14 高齢者専用賃貸住宅での業務従事は返還債務の当然免除要件に該当するか。

【**全社協NO3**】

(答)

介護保険法で定める一定の居住水準等を満たすものは都道府県知事に届出を出し「適合」高齢者専用賃貸住宅と認められると、特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。この特定施設入居者生活介護については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(局長通知)別添1の2(4)「生活相談員及び計画作成担当者」および別添2の1(14)「介護職員」に記載があるため、該当する。

特定施設入居者生活介護事業の指定を受けていない高齢者専用賃貸住宅についても、同通知別添1の2(36)「生活援助員」に記載があるため、該当する。

問15 就労継続支援B型での業務従事は返還債務の当然免除要件に該当するか。

【**全社協NO3**】

(答)

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(局長通知)別添1の1(27)「生活相談員」「サービス管理責任者」、および同通知別添2の1(5)「主たる業務が介護等であるもの」に記載があるため、該当する。

【参考】別添1については、文中に()書きにて第88条に準用とあり、これがB型の基準を定める条を指すため。

問16 (1) 局長通知7「返還の債務の当然免除について」(1)にある「国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設」とはどこか。

- (2) 上記の施設と口頭で確認を得た施設において、看護助手または療養介助員として介護業務に従事する場合、返還債務の当然免除要件に該当するか。【**全社協NO3**】

(答)

- (1) この施設は都道府県が指定する肢体不自由児の医療機関を指し、一覧はないため都道府県担当課へ照会いただきたい。
- (2) 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(課長通知)「2介護等の業務の範囲」(2)において、「児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者も含まれる」旨の規定がある。

問17 もともと保育士資格を有する者が、本貸付事業により介護福祉士資格を取得のうえ、返還債務の当然免除要件である業務のうち、相談業務範囲にある「保育士」として業務に従事した場合、当然免除とできるか。【**全社協NO3**】

(答)

保育士についてはこの本貸付事業による取得ではないため、この資格をもって業務従事は該当しない。

問18 Q&A (厚労省版 Ver2)「6 履行猶予」問1の「福祉系大学等にて引き続き学生となる場合には、各実施主体の判断により～(中略)～返還を猶予することも差し支えない」という場合、その大学等を卒業し、貸付にて就学した養成施設にて取得した資格をもって借り受けた県内にて指定の業務に5年以上従事すれば、償還免除となるのか。

【**全社協NO3**】

(答)

貴見のとおり。

2 履行猶予

問1 事務次官通知第10の1(2)に規定される「～他種の養成施設等において修学しているとき」の「等」には、福祉系大学や看護師養成所が含まれると考えて良いか。【**国Ver2**】

(答)

事務次官通知第10の1(2)に規定する「他種の養成施設等」とは、社会福祉士養成施設等又は介護福祉士養成施設等を指すものであり、福祉系大学や看護師養成所は含まれない。

ただし、当該規定は、学生であることによる経済状況等を考慮して返還を猶予するという趣旨であるため、福祉系大学等において引続き学生となる場合には、各実施主体の判断により、第10の2(2)に規定する「その他やむを得ない事由があるとき」に該当するものとして返還を猶予することも差し支えない。

問2 次官通知第10「返還の債務の履行猶予」の「裁量猶予」で、「県内において第8の1に規定する業務に従事しているとき。」とされているが、この場合は資格未取得者で合格を目指しながら業務従事している借受人も猶予できると考えてよろしいのか。

【**全社協NO2**】

(答)

問3と同じく、次官通知第8に規定する業務とは、国家資格取得後の業務のことをいうため、国家資格取得前及び未取得での業務期間は算定できない。

上記のような場合には、次官通知第8「返還の債務の当然免除」1にある「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、局長通知7(2)をもって「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日から1年以内」と読み替えて差し支えないため、この期間返還の債務は発生しないこととなる。

問3 次官通知第10の1(1)「契約解除後も引き続き当該養成施設に在学」している場合とは、例えば2年生の養成施設に入学し、1年次で心身の故障、成績不良等で資格取得が困難(留年など)なため契約を解除したが、留年を含め、卒業までの期間は猶予されると解釈してよいか。【**全社協NO2**】

(答)

留年・休学・停学いずれも養成施設に在学していることに違いがないので、猶予期間と解釈できる。

問4 業務に従事したが結婚等の理由で当然免除要件の年数未滿で離職し、さらに復職の希望がある場合、離職した翌月より償還を開始し、返還が終了するより以前に復職すれば、その翌月より裁量猶予とする対応でよろしいか

。さらには、その後業務に継続して従事し、離職前の従事期間と足し合わせて当然免除要件を満たした場合でも、復職する前月までに返還した貸付金については免除の対象としなくてよろしいか。【**全社協NO2**】

(答)

貴見のとおりである。

問5 第2項「裁量猶予」(2)の「その他やむを得ない事由」は、局長通知7「返還の債務の当然免除について」(5)にて「例えば育児休業等」と示されている。育児による償還猶予はあくまでも事業所に籍をおいた状態でのことと考えるが、子育てのために一度退職した場合の取り扱いはどのようなになるのか。

【**全社協NO3**】

(答)

Q&A (全社協版 NO2) 問13に準ずる。

問6 結婚・出産等で退職後、どの期間までその復職を認めるのか。【**全社協NO3**】

(答)

次官通知第9「返還」にある「都道府県知事等が定める期間」内に復職しなかった場合には、償還を終える。この場合、Q&A (全社協版NO2) 問13のような猶予の対応は生じない。

このことから、期間は一概に言えるものではなく、各都道府県知事等が定める期間内 (償還を終える前まで) ということになる。

問7 Q&A (全社協版 NO2) 問13について、償還免除業務を一度離れた借受人が全額償還する前に復職した場合の対応として、「返還債務の裁量猶予が発生するのは復職した日が属する月の翌月」とあるが、復職した当月ではいけないか。【**全社協NO3**】

(答)

本事業として特に定めはないが、復職日までに貸付実施主体が定める償還日を迎える場合には、その時点で償還義務が生じたとみなす。復職日以降に償還日を迎えた場合には免除とする。後者については、前回までの償還について滞納があり、この度の償還日にて全額を償還するよう督促している場合には、前回までの償還までも免除するものではない点を留意する。

問8 資格取得後、返還債務の当然免除要件の業務に従事したが、転職のため離職した場合、再就職までの間の裁量猶予は可能か。また、その期間はどの程度か。【**全社協NO3**】

(答)

業務従事以外の要件で返還債務の裁量猶予が可能な場合は、「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき」(次官通知第10-2(2))のみである。これらの事由で転職する場合には、これらの事由が継続する間については裁量猶予が可能である。

これ事由によらない転職の場合には、離職した翌月より償還を開始する(次官通知第9)。償還途中で次官通知第8の1に規定する業務に復職した場合には、その翌月より当該業務従事による裁量猶予(次官通知第10-2(1))とし、離職前の従事期間と通算し5年以上となった場合には、復職する前月までに償還した額を除く貸付金を償還免除とする。

問9 現在介護福祉士養成校の2年生が、今年度をもって卒業はできるが、資格取得のための必要単位に満たない状況である。この場合成績不良により契約解除とし、在学中は返還債務の猶予とする取扱いで間違いはないか。【**全社協NO3**】

(答)

次官通知第10条1項「当然猶予」(1)に該当するため、貴見のとおり。

3 返還債務の裁量免除

問1 卒業年次に国家試験未受験・不合格で卒業した者が、事務次官通知第9「返還」の2に基づき返還が生じる場合、第11「返還の債務の裁量免除」の3の規定に基づき、登録簿に登録する前、または返還債務の発生前までの業務従事期間を当該の従事期間とみなし、一部免除してもよろしいか。

【全社協NO2】

(答)

問3に記載のとおり、本制度に基づく業務従事期間の「業務」とは、国家資格取得後の業務のことをいうため、国家資格取得前の業務従事期間を算定することはできない。

問2 介護福祉士等修学資金貸付事業について、借り受けていた学生が死亡したが返還債務の免除は可能か。

【全社協NO3】

(答)

次官通知第9条「返還」4項により、原則は貸付契約が解消され翌月から償還が開始されるが、同第11条「返還の債務の裁量免除」1項により、都道府県知事等の判断により全額または一部の免除が可能である。ただし、局長通知8「返還の債務の裁量免除について」(1)にあるとおり「相続人または連帯保証人への請求を行っても、なお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するもの」である点にご留意いただきたい。

【愛知県福祉人材センター関係】

1 外国人留学生について

問1 外国人留学生の連帯保証人はどうすればいいですか。

(答)

愛知県在住の日本国籍（永住権を有する者を含む。）を有する成年で、独立の生計を営む者として。外国人留学生の場合は、申請者が未成年の場合でも、法定代理人である必要はありません。

問2 外国人留学生では法人保証は受けられますか。

(答)

保証をする法人と何らかの雇用関係があれば、可能です。ただし、保証する法人について、過去3か年間黒字であること、保証することの理事会又は取締役会の承認などの要件があります。

問3 外国人留学生は日本語能力について資格が必要ですか。

(答)

公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN3以上の日本語能力試験に合格していることが必要です。

日本語能力試験以外の日本語能力に係る試験において、日本語能力試験N3相当以上として取り扱う場合は次のとおりです。

- 1 公益財団法人日本語漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて300点以上取得
- 2 日本語検定協会が実施するJ.TEST実用日本語検定において500点以上取得
- 3 専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTにおいて3級以上取得
- 4 一般社団法人応用日本語教育協会が実施する標準ビジネス日本語テストにおいて500点以上取得
- 5 TOPJ実用日本語運用能力試験実施委員会が実施する実用日本語運用能力試験の中級C以上取得

- 6 公益財団法人国際人材開発機構が実施するJ-cer t生活 職能日本語検定においての中級以上取得
- 7 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施するJ L C T外国人日本語能力検定のJ C T 3以上取得
- 8 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定 ブリッジのA-以上取得
- 9 一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施するJ P T日本語能力試験において4 3 0点以上取得

なお、上記以外の試験については、愛知県福祉人材センターにご相談ください。